

住民誘致用流山市PRパンフレット作成業務委託仕様書

1 委託業務名

住民誘致用流山PRパンフレット作成業務

2 業務期間

契約締結の日から平成27年3月31日まで

3 趣旨

本市が推進する住民誘致に寄与するPRパンフレット（以下、「PRパンフレット」という。）を作成する事業にあたり、全体構成の検討からその作成に係る写真撮影、デザイン、レイアウト、編集及び印刷製本作業等の一切の作業について行うものである。

4 業務内容

（1）PRパンフレットの作成等

受託者は住民誘致用流山市PRパンフレット作成業務委託提案募集要綱（以下、要綱という。）第2条第4項に定める、全体構成の検討から印刷製本等の一切の作業を行うものとする。

（2）協議

受託者は、委託者と業務の遂行にあたり、密に協議を行うものとする。

なお、協議には、面談によるものの他、電子メール等のやりとりも含む。

（3）成果物の納品

受託者は、下記のものについて、成果物を納品する。

ただし、作成したPRパンフレットの形式により、やむを得ず納品が出来ないもの若しくは好ましくないものについては、監督員と協議の上、変更できるものとする。

ア PRパンフレット 5,000部

イ PRパンフレットの元データ及びPDFデータが入ったCD 1式

ウ 検討の経過資料（データ可）1式

エ 写真等、当委託業務内で発生した資料（データ可）一式

オ 委託者との協議議事録（電子メールの場合は、そのメール）一式

5 留意事項

(1) 成果の帰属

本業務における著作権は、全て流山市に帰属する。

(2) 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た内容については、その秘密を保持しなければならない。

また、流山市から提供する資料については、当業務委託外の目的で使用してはならない。

6 その他

受託者は、本業務の実施にあたり、住民誘致用流山市PRパンフレット作成業務委託提案募集要綱、企画提案書及び本仕様書に定めがない事項があった場合又は業務を執行する上で疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ定める。